

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	15	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	大気汚染防止法	根拠条項	18の21	不利益処分の種類	特定粉じん排出等作業基準適合命令及び一時停止命令	
大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）						
（作業基準適合命令等）						
第十八条の二十一 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。						